

目黒区公共工事の前払金取扱要綱

昭和49年4月1日

昭和63年1月16日

平成元年4月1日

平成5年4月1日付け目総契第613号決定

平成11年9月16日付け目総契第479号決定

平成22年3月1日付け目総契第9206号決定

令和6年1月24日付け目総契第7243号決定

(通則)

第1 目黒区契約事務規則(以下「規則」という。)による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(前払金の対象)

第2 前払金の対象となる公共工事は、土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事に係る設計・調査及び測量(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する測量)とする。

(前払金の率)

第3 規則第57条の2第1項に規定する前払金の率は、契約金額の四割とする。ただし、設計・調査及び測量については三割とする。

(前払金の最高限度額)

第4 前払金の最高限度額は、一件の契約につき5億円とする。

(前払金の制限)

第5 第2により前払金の対象とされる公共工事であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。

(1) 契約金額が130万円未満の公共工事

(2) 支給材料を支給する公共工事で、契約金額(落札金額)に支給材の額を加えた額の四割以上の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか、工事主管部長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前払金の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことがある。

(前払金の端数整理)

第6 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象及び率等の明示)

第7 前払金の対象とされる公共工事及び前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約条項)

第8 前払金を支払う公共工事の契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付すものとする。

(1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと

(2) 前払金の請求手続に関すること

(3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還に関すること

(4) 保証契約の変更にに関すること

(5) 前払金を支払った場合における部分払いの限度額に関すること

(6) 前払金の用途制限に関すること

(7) 保証契約が解約された場合における前払金の返還に関すること

(前払金の請求手続)

第9 前払金の請求は、契約締結後契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項にかかわらず公共工事の着手時期を別に指定する場合その他工事主管部長が必要

と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。

3 前払金の請求を受けたときは遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第10 規則第57条の2第2項の規定により前払金を追加し又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号の定めるところによる。

(1) 契約金額を増額した場合

増額後の契約金額の四割（設計等は三割）（当初の前払金支給率が四割を下回るときは、その率とする。以下第2号において同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。以下第2号において同じ。）から支払済の前払金の額を差し引いた額。

(2) 契約金額を減額した場合

支払済の前払金の額から減額後の契約金額の四割（設計等は三割）に相当する額を差し引いた額。

2 規則第57条の2第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後第11により保証証書を区に提出させた上で契約の相手方に請求により行うものとする。

3 規則第57条の2第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から総務部長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ未返還額に年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

4 規則第57条の2第2項の規定する場合において残工期が30日未満のとき、その他工事主管部長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11 規則第57条の2第2項の規定により前払金を追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き前項と同様とする。

3 規則第57条の2第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第12 前払金を支払った公共工事について部分払をするときは、規則第59条第2項の規定に基づき次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払金額＝既済部分の代価×9／10－前払金×（既済部分の代価／契約金額）

(前払金の使途)

第13 前払金は、当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の支出にあててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合における前払金の返還)

第14 規則第57条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合において当該工事契約の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第57条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ当該返還額に年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額を利息として徴収するものとする。

(二年度以上にわたる公共工事の前払金)

第15 二年度以上にわたる公共工事であっても、前払金は契約金額の四割（設計等は三割）に相当する額を支払うものとする。この場合において既に支払った前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される公共工事に係る前払金についても適用するものとする。

(債務負担行為を伴う公共工事の例)

第16 債務負担行為を伴う公共工事であるため第5の2により前払金又は一部を支払うことができなかった場合において工事主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、昭和49年4月1日以降の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあっては同日以降の締結に係るものとする。）について適用する。

付 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正の規定は、適用の日以降に締結する契約に適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年9月16日以降に起工された公共工事から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日以降に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日以降に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお、従前の例による。